

船舶事故調査報告書

平成30年11月7日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	同乗者死亡
発生日時	平成30年8月13日 14時33分ごろ
発生場所	香川県土庄町四海漁港南西方沖 四海港12号防波堤灯台から真方位210°690m付近 （概位 北緯34°30.7′ 東経134°09.6′）
事故の概要	プレジャーボート第三幸丸は、左に急旋回した際、同乗者が落水して死亡した。
事故調査の経過	平成30年8月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 第三幸丸、1.5トン KA3-24738（漁船登録番号）、個人所有 6.74m（Lr）×2.32m×0.84m、FRP ガソリン機関（船外機）、73.6kW、昭和58年10月8日 第280-43671号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 21歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成27年9月17日 免許証交付日 平成27年9月17日 （平成32年9月16日まで有効） 操縦者 男性 21歳 操縦免許 なし 同乗者A 男性 22歳
死傷者等	死亡 1人（同乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約2.5m/s、視界 良好、気温 約33.5℃ 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮流 微弱な北東流、水温 約26℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人等6人（以下「同乗者A」、「同乗者B」、「同乗者C」、「同乗者D」、「同乗者E」及び「操縦者」

	<p>という。)を乗せ、ウェイクボーダーをけん引して遊走する目的で、平成30年8月13日14時00分ごろ土庄町室崎北東方にある砂浜(以下「本件砂浜」という。)を出発した。</p> <p>船長は、自らが操船し、操縦者、同乗者Eの順にウェイクボードに搭乗させ、本件砂浜北東方沖の海域で北東進と南西進を繰り返しながら遊走した後、自らがウェイクボードに搭乗することとし、本船の操船を操縦者に交代した。</p> <p>本船は、操縦者が操船し、船長をウェイクボードに搭乗させて遊走を再開し、約9～10ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で南西進していた。</p> <p>本船は、操縦者が、ウェイクボードに搭乗中の船長が転倒したので、主機を中立運転とし、約5knの速力となった。</p> <p>本船は、操縦者が、左舷船尾方の船長を見て、急いで船長の救助に向かおうと思い、スロットルレバー及び舵輪を操作し、増速しながら本船を左に旋回させたところ、14時33分ごろ、同乗者5人がいずれも体勢を崩し、左舷方に身体を向けて右舷縁に腰を掛けていた同乗者Aが落水した。</p> <p>操縦者は、主機を中立運転とし、本船の船首を北東方に向けて漂泊させ、左舷方約10mのところに同乗者Aが海面上に顔を出して手足をバタバタさせている姿を認めたので、直ちに船上にあった救命胴衣1着を同乗者Aに向かって投げた後、自らも海中に飛び込んで助けに向かった。</p> <p>本船にいた同乗者4人は、同乗者Aが海面上に顔を伏せたのを見て異変を感じ、船上等にあつた救命胴衣5着を投げ入れた。</p> <p>同乗者B及び同乗者Cは、1人では同乗者Aの身体を抱えて本船まで運べないと思つた操縦者からの要請により、海中に飛び込んだ。</p> <p>同乗者5人は、操縦者が中心になって協力し、同乗者Eが本船を操船して同乗者Aの近くに接近させ、同乗者Aを船上に引き上げた。</p> <p>本船は、自力で泳いで乗り込んだ船長が操船し、四海漁港に向かった。</p> <p>同乗者Eは、14時39分ごろ携帯電話で119番通報を行った。</p> <p>同乗者Aは、四海漁港に運ばれた後、救急車で病院に搬送され、医師により、死亡が確認され、胸部打撲に起因する肝挫滅及び肺挫滅による出血性ショックと検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 本船の操舵装置及び船外機 参照)</p>
その他の事項	<p>本船は、本事故前、船長が約15mのけん引索を手で持ってウェイクボードに搭乗し、操縦者が操縦席に、同乗者A及び同乗者Bが幅約10cm、甲板上の高さ約50cmの右舷縁に、同乗者Cが同縁に寄り掛かるように、同乗者Dが左舷縁に、同乗者Eが船内中央部にそれぞれ</p>

腰を掛けた姿勢で航行していた。

本船に搭載されていた救命胴衣は、全部で7着あり、うち3着は認定済マーク（桜マーク）があったが、他の4着には同マークがなかった。

船長、同乗者D及び同乗者Eは、固型式のベスト型救命胴衣を着用していたが、その他の乗船者4人は、救命胴衣を着用していなかった。（イメージ図1参照）



イメージ図1 本船の乗船者の配置及び姿勢等

船長及び操縦者は、^{おきななしみ}幼馴染で、同乗者5人と共に12時ごろから本件砂浜でバーベキューを楽しんでいた。

船長及び操縦者は、いずれもバーベキュー中に、500mlの缶ビール及び350mlの缶チューハイ各1本を飲んでいた。

同乗者Aは、持病がなく、球技などの運動が得意で泳ぐことができ、本事故当時、アルコール類を摂取していなかった。

操縦者は、これまでにウェイクボードをけん引してプレジャーボートを操船した経験が約15回あり、そのうち単独で操船するのは本事故時が3～4回目であった。

操縦者は、本事故時、左に急旋回してしまったが、自身は遠心力を受けることを予測していたので、姿勢を保つことができたものの、同乗者Aは、本船が増速しながら不意に急旋回したことで落水したと本事故後に思った。

同乗者Bは、本事故時、左舷方を向いて右舷縁に腰を掛けていて、自身の姿勢を把握しており、本船が左に旋回することを予測し、重心を前方に移して身構えていたので、遠心力を受けたが、船内に留まることができた。

同乗者Cは、本事故時、左舷方を向いて右舷縁に背中を付けて寄り掛かった姿勢で甲板上に座っていたので、遠心力を受けたが、船内に留まることができた。

同乗者Dは、本事故時、右舷方を向いて左舷縁に腰を掛けていたので、遠心力を受けて身体が右前方に投げ出された。

同乗者Eは、本事故時、船尾方を向いて甲板上に座っていたので、

	<p>遠心力を受けて身体が左方向に傾くと共に投げ出された同乗者Dの身体が当たった。</p> <p>船長及び操縦者は、「酒酔い等操縦の禁止」の規定があることを知っていたが、本事故前の飲酒量により、注意力や判断力等が著しく低下して正常な状態で操船ができなくなるおそれがあるとは思わなかった。</p> <p>船長及び操縦者は、本事故時、無資格者が単独で操船する状況になることについて、一緒に遊走中なので、操縦者の隣に船長がいなくても大丈夫だろうと思った。</p> <p>船長は、乗船者を舷縁など不安定な場所に腰を掛けさせなければ、また、乗船者全員に救命胴衣を着用させておけば良かったと本事故後に思った。</p> <p>操縦者は、本事故時、同乗者Aが本船の一部に接触したと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>同乗者Aの死因は、出血性ショックであった。</p> <p>本船は、本件砂浜北東方沖において遊走中、操縦者が、約5knの速力から増速しながら左に急旋回したことから、右舷縁に腰を掛けていた同乗者Aが右舷方向に投げ出されて落水し、胸部を打撲したことにより死亡したものと考えられる。</p> <p>操縦者は、ウェイクボードに搭乗中の船長が転倒したことから、急いで船長の救助に向かおうとして左に急旋回したものと考えられる。</p> <p>同乗者Aは、本船が左に急旋回して落水した際、本船の一部で胸部を打ったものと考えられるが、同乗者Aが落水した状況を目撃した者がいなかったことから、胸部を打った状況等を明らかにすることができなかった。</p> <p>船長は、無資格者が本船を操縦してはならないことを承知していたが、操縦者と一緒に遊走中なので、操縦者の隣にいなくても大丈夫だろうと思い、遊走の途中で、無資格者の操縦者と操船を交代したものと考えられる。</p> <p>操縦者は、小型船舶操縦士免許を受有しておらず、本船を単独で操船してはならなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、本件砂浜北東方沖において遊走中、操縦者が、約5knの速力から増速しながら左に急旋回したため、右舷縁に腰を掛けていた同乗者Aが右舷方向に投げ出されて落水し、胸部を打撲したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p>

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・操縦免許を受有しない者は、プレジャーボートの操船を単独で行ってはない。・船長は、操縦免許を受有しない者にプレジャーボートの操船を行わせないこと。・乗船者には、航行中、舷縁などの身体が安定しない場所に腰を掛けさせず、船内の安全な場所に身体を低くした姿勢で座らせること。・操船者は、増速及び旋回する際には、あらかじめ乗船者に呼び掛けるとともに急加速及び急旋回を行わないこと。・飲酒をした場合は操船を行わないこと。・船長は、乗船者全員に認定済マーク入りの救命胴衣を着用させること。
--	---

付図1 事故発生場所概略図

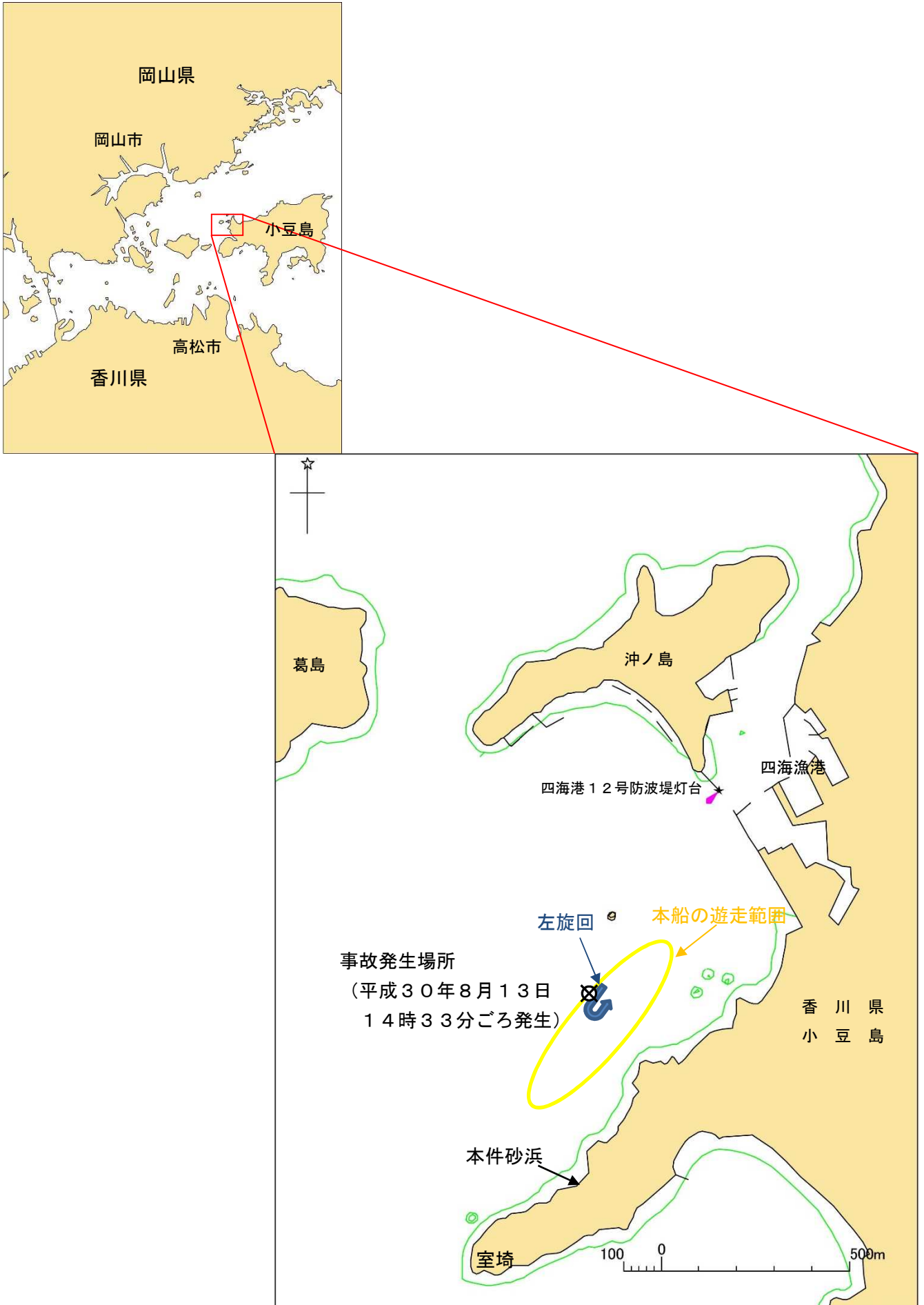


写真1 本船



写真2 本船の操舵装置及び船外機

